

公 告

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 伊藤 勝



次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名等 業務車3号24ヵ月点検(保安確認検査含む。)外100件
- (2) 受渡場所 契約相手方指定場所
- (3) 履行場所 契約相手方指定場所
- (4) 履行期間 契 約 締 結 日 ～ 令 和 8 年 3 月 31 日

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の交付を受けた者で「役務の提供等」D級以上に格付け『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。
- (3) ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
イ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市中央区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊

4 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室
- (2) 入札日時 令 和 7 年 5 月 9 日 (金) 11 時 30 分

5 入札決定方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 予決令第77条第二号により免除
- (2) 契約保証金 予決令第100条の3第三号により免除

7 入札の無効

競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等作成の要否 要

9 落札決定方式 単価決定

10 契約方法 単価契約

11 その他

- (1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
- (2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。(FAX可)
- (3) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和7年5月7日(水)必着。
- (4) 入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。なお、免税事業者については、消費税及び地方消費税相当分を上乗せする。
- (5) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。
電話(053)472-1111 内線 7043 FAX(053)472-7735

担当: 富樫

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	装備品仕様書	
	性質による分類	共通仕様書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	現地外注整備共通仕様書 (道路運送車両法適用市販型車両)	浜基LPS-V700176-1	
		承認	平成28年 3月24日
		作成	平成28年 2月 8日
		改正	令和 2年 4月24日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	高射教導群		
1 総則 1.1 適用範囲 この仕様書は、第1航空団司令（基地業務担当部隊等の長）が行う道路運送車両法の適用を受ける市販型車両の外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。 1.2 用語及び定義 この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において使用する用語及び定義は、引用文書によるほか、次による。 1.2.1 車両等 車両等とは、J. T. O. 00-10-9（航空自衛隊車両等整備基準）の第1-2表に示す車両及びその構成品、部品、付属品及び予備品をいう。 1.2.2 個別TO等 個別TO等とは、次に示すものをいう。 a) 車両等に適用する技術指令書（J. T. O. ）。 b) 取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）。 1.2.3 監督 監督とは、監督官が契約履行中において、契約上の要求事項に適合するか否かを判定するため、立会及び指示を行うことをいう。 1.2.4 検査 検査とは、契約に基づき整備された車両等の品質及び数量が契約上の要求事項に適合するか否かを確認し、合格又は不合格の判定を行うことをいう。 1.2.5 修理不能 修理不能とは、修理に必要な部品及び材料費（官給部品費を含む。）役務費及び梱包輸送費を含む総費用が新品取得価格の65%以上になる場合をいう。 1.2.6 優良部品 優良部品とは、日本自動車部品協会の「自動車優良部品推奨制度」により推奨されたもの及びそれらと同等の品質を有するものいう。			

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
1.3 引用文書等	
1.3.1 引用文書	引用文書 この仕様書に直接引用する文書であって、その引用する範囲において当該仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定しない限り最新版とする。 a) 法令等 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号） 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号） 道路運送車両法（昭和26年法律第185号） 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号） 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号） 自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号） 航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125） b) 技術指令書 J. T. O. 00-10-1 航空自衛隊装備品等共通整備基準 J. T. O. 00-10-9 航空自衛隊車両等整備基準 J. T. O. 36-1-3 車両等の塗装及び標識 J. T. O. 36-1-52 車両等の防錆処理要領 個別T O等
1.3.2 関連文書	
a) 法令等	航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号） 航空自衛隊調達規則（JAFR124）
b) その他	自動車整備標準作業点数表（社団法人日本自動車整備振興会連合会発行）
1.4 仕様書の制限	この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容とが相違する場合は、個別仕様書を優先する。
2 役務に関する要求	
2.1 一般事項	整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性、状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。
2.2 整備作業の種類	整備作業の種類は、次による。 a) 定期点検 道路運送車両法第48条に基づく定期点検（3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月、24ヶ月）等を実施するものとする。 b) 追加整備 定期点検の結果、道路運送車両法の保安基準に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）と認められた場合は、その状態を監督官に報告し、契約担当官の承認を得たのち、次に示す作業を実施するものとする。 1) 分解検査 2) 修理等 3) 塗装等 c) その他の整備 個別仕様書で規定した整備作業を実施するものとする。

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
2.3 作業内容	個別仕様書で特に規定するほかは、次のとおり実施する。 a) 定期点検 法令等及び個別T O等に基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するのに必要な作業の要否を確認する。確認の結果を自動車点検基準に定められた定期点検記録簿に記録するものとする。 b) 分解検査 定期点検の結果、判明した要修理箇所を整備するため必要な単位に分解する。また、分解した部品は技術指令書に定める整備基準等に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、次の通りに分類するとともに、車両等が規定の性能を発揮するのに必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品及び材料を判定する。なお、分解した部品等は要交換部品を除き、必要な清浄度を保持するための処置を行うものとする。 1) 使用可能品 分解検査の結果、不具合がなく再度使用可能な部品をいう。 2) 要交換部品 個別仕様書で交換を規定した部品及び分解検査の結果、使用不能と判定した部品をいう。 3) 要修理品 個別仕様書で修理を規定した部品及び分解検査の結果、修理のうえ再度使用することが適切であると判定した部品をいう。 c) 修理等 分解検査で判定された結果を基に、車両等が規定の性能を発揮するよう修復するため、次の作業を行う。 1) 交換 要交換部品を交換し、その後の調整を実施し本来の機能に修復する。 2) 加工 要修理品の状態及び特性に応じ最も適した方法で、修正し使用可能状態に復元する。 3) 組立調整 分解検査で使用可能品と判定された部品、又は交換及び加工により修復した部品等を総合的に組み付け、最良の性能を発揮させるため、適正な手順及び方法により、各部の調整を実施する。 4) 潤滑 車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ適正量を給油する。 d) 塗装等 個別仕様書で特に規定された場合を除き、次による。 1) 防錆、塗装及び標識 J. T. O. 36-1-52及びJ. T. O. 36-1-3を基準とする。塗装の実施にあたっては、極力部分塗装とし全面塗装が必要な場合は、監督官に報告し、官側の指示を受ける。 2) 塗色 J. T. O. 36-1-3による。ただし、部分塗装を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させるものとする。 2.3.1 作業の中止 整備作業中、当該車両等が、次に示す事項に該当した場合は、作業を一時中止し監督官を通じて官側の指示を受けなければならない。 a) 車両等を修復するため、仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合。 b) 当該車両が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合。 2.4 部品及び材料 2.4.1 部品及び材料の規格 部品及び材料（以下、部品等という。）の規格は、原則として製造会社の純正部品及び優良部品とする。 2.4.2 部品等の取得 整備作業に必要な部品等は、官給品を除き業者準備とする。

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
2.4.3 部品等の活用	分解検査において要交換部品と判定された構成品のうち、使用可能部品を他の構成品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図るものとする。ただし、流用は同一契約の範囲とする。
2.5 機能及び性能	車両等の機能及び性能は、法令等及び技術指令書に適合しなければならない。なお、個別仕様書に他の規定がある場合は、個別仕様書による。
3 品質保証	
3.1 品質管理	契約相手方が実施する品質管理は、車両等が要求事項に合致しているかを確認するために使用する計測器及び検査装置は、関連法令に基づき整備され、規定の性能等が維持されていなければならない。
3.2 品質保証資料	契約相手方は、この仕様書の整備作業により作成した結果等についての記録を品質保証資料として、それぞれの写しを契約が完了した会計年度の翌年の1月1日から5年間保管し、いつでも参照できる状態にしておかなければならない。
4 監督・検査	契約担当官等の定める監督及び検査実施要領により実施する。
5 出荷条件	
5.1 製品の包装	整備完了の部品等及び返納品で輸送又は保管のため包装を必要とするものは、それぞれの状態に応じ適切な包装を実施するものとする。
5.2 包装の表示	整備完了の部品等及び返納品で包装を行うものについては包装の見やすい箇所に次の表示を行わなければならない。ただし、それらの性質、状態により一部を省略することができる。
a) 調達要求番号	
b) 品名及び型式	
c) 部品番号	
d) 数量	
6 その他の指示	
6.1 提出書類	契約相手方は、整備作業完了後、次の書類を提出しなければならない。なお、c)については修理不能と判定された場合のみとする。
a) 定期点検記録簿（様式随意）	
b) 外注整備明細書（付表1）	
c) 修理不能品発生（見込）報告書（付表2）	
d) 官給部品使用明細書（附属書A付表1）	
6.2 官給品	契約の履行上必要な官給部品の支給を受けた場合は、官給部品使用明細書作成要領（附属書A）により、官給部品使用明細書を作成する。
6.3 付属品・予備品	付属品・予備品の整備は、個別仕様書で特に規定した場合を除き原則として整備の対象外とする。

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
6.4 安全管理	契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取扱、公害の発生する恐れのあるものの取扱並びにその他作業事故を起こしやすい作業について法令に係るものは当該法令に基づき、その他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき適切な管理を実施しなければならない。
6.5 輸送	外注整備のための自動車整備工場と基地等間の輸送（搬入及び搬出）は官側において実施するものとする。なお、搬入及び搬出する整備工場については、浜松市にあること。
6.6 補給	次に示す補給上の処置は、航空自衛隊物品管理補給手続（J A F R 1 2 5）に基づき行う。 a) 車両等の受渡し。 b) 官給品の請求手続。 c) 要交換部品の返納。
6.7 契約相手方の技術協力	契約相手方は、官から次の事項について依頼された場合には、技術協力を実施しなければならない。 a) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討。 b) 技術的事項に関する関係資料等の提出又は提示。
6.8 仕様書の疑義	この仕様書について、疑義が生じた場合には、官側と調整するものとする。
6.9 その他	契約相手方は官の車両に損傷を与えた場合、契約相手方の負担により修復するものとする。

付表 1－外注整備明細書の様式

調達要求番号

外 注 整 備 明 細 書	
品 名	
規 格	
作 業 内 容	
実 施 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
上記車両の整備作業等の実施にともない、これを品質保証に代えるものとする。 契 約 業 者 住 所 会 社 名 代表者職位氏名	
監督報告書	監督を完了し、(適合、不適合)と判定したので報告する。 令和 年 月 日 監督官 階級氏名
完成検査調書	検査を完了し、(合格、不合格)と判定したので報告する。 令和 年 月 日 検査官 階級氏名

書 訳 内

注：整備作業にかかった費用の内訳を記入する。

付表 2－修理不能品発生（見込）報告書の様式

修 理 不 能 品 発 生 （見込） 報 告 書

航 空 自 衛 隊

第 1 航 空 団

契 約 担 当 官 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

印

調達要求番号		物品番号	
契約年月日		品 名	
納 期		規 格	
金 額		数 量	

上記契約について、修理限度超過が見込まれるので、指示されたく報告します。

令和 年 月 日

監督官階級氏名

印

算出基準は、計算内訳書のとおり

付表２－修理不能品発生（見込）報告書の様式（続き）

計 算 内 訳 資 料

1	品 名			
2	物 品 番 号			
3	数 量			
4	取 得 価 格			
5	一 連 番 号			
6	直 接 材 料 費			
	加 工 費			
	直 接 経 費			
	（ 製 造 原 価 ）			
	一 般 管 理 費			
	（ 総 原 価 ）			
	支 払 利 子			
	利 益			
	梱 包 ・ 輸 送 費			
	（ 修 理 費 ）			
7	官 給 部 品 費			
8	総 修 理 費			
9	（ 8 ÷ 4 ） （ % ）			
10	摘 要			

附属書A 官給部品使用明細書作成要領

A.1 適用範囲

この附属書は、官給部品使用明細書の作成要領について規定する。

A.2 作成要領

整備作業に使用した官給部品を契約ごとに、附属書A付表1に基づき作成し、その記入要領は、次による。

- a) 提出会社 契約相手方の会社名を記入する。
- b) 作成者 契約書に記載された代表者名を記入する。
- c) 監督官確認印 監督官が押印する。
- d) 頁 頁番号を記入する。
- e) 調達要求番号（年月日），件名 契約書に記載されている調達要求番号（年月日）件名を記入する。
- f) 車種・製作所名・型式・自動車番号 本明細書作成の対象とした車種・製作所名・型式・自動車番号を記入する。
- g) 項目番号 表に記入する官給部品について一連の番号を記入する。
- h) 物品番号，部品番号，品名，単位，単価，数量 当該契約のうち対象車種に使用した官給部品の物品番号，部品番号，品名，単位，単価，数量を記入する。
- i) 金額 数量×単価で算出した金額を記入する。
- j) 備考 その他，参考となる事項を記入する。

A.3 その他 用紙は、日本工業規格A列4番とし、横に用いる。

附属書A付表1－官給部品使用明細書の様式

官 給 部 品 使 用 明 細 書		提 出 会 社 作 成 者				監 督 官 確 認 印				頁			
調達要求番号 (年 月 日)				件名				車種・製作所名・型式・自動車番号					
項目 番号	物 品 番 号		部 品 番 号		品 名			単位	数量	単 価	金 額		備 考

附属書A付表1 一官給部品使用明細書の様式（続き）

								頁	
項目 番号	物 品 番 号	部 品 番 号	品 名	単位	数量	単 価	金 額	備 考	

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内 容 に よ る 分 類	役 務 仕 様 書	
	性 質 に よ る 分 類	共 通 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又 は 件 名	車両等現地外注整備共通仕様書	浜基 L P S - V 5 2 3 0 6 8	
		承 認	令和 6 年 3 月 8 日
		作 成	令和 6 年 3 月 1 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部隊等名	第1航空団車両器材隊

1 総則

1.1 適用範囲

- この仕様書は、浜松基地の保有する車両等の外注整備に関する一般共通事項について規定する。
- この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容とが相違する場合は、個別仕様書に規定する内容を優先する。

1.2 用語の定義

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は、次による。

1.2.1

個別 T O 等

当該車両等に適用する技術指令書（J. T. O. ）及び製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書，修理書，オーバーホール指令書，整備基準，部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）

1.2.2

車両等

航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）（以下，“整備基準”という。）の第 1-1 表に示す車両

1.2.3

道路運送車両法適用車両

道路運送車両法（以下，“車両法”という。）の規定が適用される車両等

1.2.4

道路運送車両法適用除外車両

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（以下，“訓令”という。）の適用を受ける車両等

品 名	車両等現地外注整備共通仕様書
-----	----------------

1.2.5

走行器材類

車両法適用車両（以下，“適用車両”という。）及び車両法適用除外車両（以下，“適用除外車両”という。）以外の車両等

1.2.6

修理不能

車両等本体又は部品単体の修理額が航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）の規定を超える場合又は修理ができない場合

1.2.7

監督

契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認する。

1.2.8

検査

検査とは、調達物品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し合格又は不合格の判定を行う。

1.2.9

定期点検

車両法第48条に定める定期点検整備について自動車点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引に基づき、車両等が規定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認する点検

1.2.10

I 検査

I 検査とは、適用除外車両及び走行器材類を整備基準及び車両等検査要項（J. T. O. 36-1-6）（以下，“検査要項”という。）の定期検査手順に基づき“I”の項目について行う点検

1.2.11

M検査

M検査とは、適用除外車両及び走行器材類を整備基準及び検査要項の定期検査手順に基づき“M”の項目について行う点検

1.2.12

純正部品

純正部品とは、自動車メーカーが自社のブランドと流通ルートで供給する補修用部品

品 名	車両等現地外注整備共通仕様書
-----	----------------

1.2.13

優良部品

優良部品とは、部品メーカーが独自ブランドで供給する補修用部品で、一般社団法人日本自動車部品協会の自動車優良部品推奨制度により推奨されたもの又はそれらと同等の品質を有するもの。

1.2.14

FAINES

FAINESとは、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下，“整備振興会”という。）の運営する整備関連情報を閲覧可能なシステム

1.2.15

自動車整備標準作業点数表

自動車整備標準作業点数表とは、整備振興会が各自動車製造会社における車種別の定期点検及び一般整備の標準作業点数を示したもの。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く）は、この仕様書に定める内容が優先する。

1.3.1 引用文書

a) 法令等

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）

自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）

自動車の点検及び整備に関する手引（平成19年国土交通省告示第317号）

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）

航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）

b) 技術指令書

J. T. O. 00-10-9 航空自衛隊車両等整備基準

J. T. O. 36-1-3 車両等の塗装及び標識

J. T. O. 36-1-6 車両等検査要項

1.3.2 関連文書

a) 法令等

航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）

b) 技術指令書

J. T. O. 00-5-1 航空自衛隊技術指令書制度

J. T. O. 00-10-1 航空自衛隊装備品等共通整備基準

品 名	車両等現地外注整備共通仕様書
-----	----------------

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求

一般的要求は、次による。

- a) 整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性及び状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

なお、整備工数等については、F A I N E S又は自動車整備標準作業点数表を基準とし、設定する。

- b) 契約相手方は、**車両法第78条**に基づく地方運輸局長の認証を受けた事業場でなければならない。

2.2 整備作業の種類

契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すもの以外は、個別仕様書で規定する。

2.2.1 定期点検

定期点検は、**車両法第48条**に基づく定期点検を次の工程に従い実施する。

なお、定期点検の結果、**道路運送車両の保安基準**に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官等に報告し、承認を得た後 b) 及び c) の作業を実施する。

- a) 定期点検
- b) 分解検査
- c) 修理等

2.2.2 定期検査

I 検査又はM検査を次の工程に従い実施する。

なお、定期検査の結果、**訓令の保安基準**及び個別仕様書に引用されている**個別T O等**に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官等に報告し、承認を得た後 b) 及び c) の作業を実施する。

- a) 定期検査
- b) 分解検査
- c) 修理等

2.2.3 その他の整備

表1に示す修理等明細表又は個別仕様書で規定した作業を実施する。

2.3 作業内容

契約の相手方は、修理等明細表又は個別仕様書で規定された **2.2** に示す各工程の作業を、次により実施しなければならない。

品 名	車両等現地外注整備共通仕様書
-----	----------------

2.3.1 定期点検

自動車点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引に基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認するとともに結果を**自動車点検基準**に定められた点検整備記録簿に記録する。

2.3.2 定期検査

I 検査又はM検査について、**検査要項**の手順に従い、この仕様書又は個別仕様書に引用する**個別 T O 等**に定める整備基準に基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認するとともに結果を**表 2**に示す車両等作業用紙（一般車両）又は、**表 3**に示す車両等作業用紙（施設、荷役、その他の車両等）に記入する。

2.3.3 分解検査

定期点検及び定期検査の結果判明した要修理箇所は、整備するため必要な単位に分解する。また、分解した部品は、この仕様書又は個別仕様書に引用する**個別 T O 等**に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検又は、計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するために必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品・材料（以下、“部品等”という。）を判定する。

なお、分解した部品等は、交換を要する部品等を除き必要な清浄度を保持するための処置を行う。

2.3.4 修理等

契約の相手方は、2.3.3 で判定された結果に基づき、要修理箇所が規定の性能を発揮するように修復する。その際、監督官の指示により次の作業を行う。

- a) 交換 2.3.3 で交換を要すると判定された部品等を 2.4 により交換する。
- b) 加工 修理のため要修理品の状態、特性に応じ、最も適した方法で行う。
- c) 組立・調整 2.3.3 で使用可能品と判定されたもの又は a) 及び b) により修復した部品等を車両等の性能を発揮させるため適正な手順及び方法により組み立て、必要に応じ各部位を調整する。
- d) 潤滑 車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ適正量を給油する。

2.3.5 塗装等

- a) 塗装及び標識は、修理等明細表又は個別仕様書で指定する場合を除き、**車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）**（以下、“塗装及び標識”という。）に基づき実施する。
- b) 塗色は、塗装及び標識による。ただし、部分塗色を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させる。

2.3.6 作業の中止

次に示す場合は、作業を中止し、契約担当官等に申し出し、指示を受ける。

- a) 車両等を修復するため、修理等明細表又は個別仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合
- b) 当該車両等が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合

品 名	車両等現地外注整備共通仕様書
-----	----------------

2.4 部品・材料

- a) 整備作業に必要な部品等は、修理等明細表又は個別仕様書で規定したものを除き契約相手方において準備する。
- b) 部品等は、原則として製造会社の純正部品又は優良部品とする。
- c) 整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図る。ただし、流用は、同一契約の範囲とする。

2.5 機能・性能

車両等の機能及び性能は、次による。

- a) 適用車両は、道路運送車両の保安基準に適合しなければならない。
- b) 適用除外車両は、訓令の保安基準及び個別仕様書に引用されている個別ＴＯ等に適合しなければならない。
- c) 走行器材類は、個別仕様書に引用されている個別ＴＯ等に適合しなければならない。

3 品質保証等

3.1 契約不適合責任期間

- a) 契約不適合責任期間は、整備完成等の納入の日から起算し、契約条項に定める期間とする。
- b) 契約相手方は、2.3により作成した点検整備記録簿又は車両等作業用紙を品質保証資料として、納入後2年間保管し、参照できる状態にしておかなければならない。

3.2 保証

- a) 車両等の引渡しから引取りまでの間の一切の保証責任は、契約相手方の責任とする。
- b) 契約期間中における契約相手方の過失その他により生じた損害は、全て契約相手方の責任となる。

3.3 監督・検査

契約担当官等の定める監督及び検査実施要領書により実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約相手方は、次の書類を提出しなければならない。

- a) 表2又は表3又は自動車点検基準に定められた点検整備記録簿及び表4とする。
- b) その他監督官及び契約担当官等の指示する書類。

4.2 官給品

官給品の品目及び数量については、修理等明細表又は個別仕様書で規定する。官給品は原則として官給を受けなければならない。

品 名	車両等現地外注整備共通仕様書
-----	----------------

4.3 付属品及び予備品

付属品及び予備品の整備は、修理等明細表又は個別仕様書で規定する場合を除き、原則として整備の対象外とする。

4.4 計測器及び試験装置

車両等が要求事項に合致していることを確認するために使用する計測器及び検査用機器は、車両法の規定に適合し、規定の性能が維持されていなければならない。

4.5 契約相手方の技術協力

契約相手方は、官側から次の各号について依頼された場合には、技術協力を実施しなければならない。

- a) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討
- b) 技術的事項に関する資料等の提出又は提示

4.6 補給の手続き

次に示す補給上の手続きについては、個別仕様書で規定するほか、監督官の指示による。

- a) 車両等の受け渡し
- b) 官給品の処置
- c) 交換した旧部品の返納処置
- d) 貸付品の受け渡し

4.7 契約相手方の事業場と基地間の輸送

- a) 適用車両及び適用除外車両は、官側にて実施する。
- b) 走行器材類は、積載車での運搬とし、契約相手側にて実施する。これによりがたい場合は、契約相手方が自賠責保険に加入するものとする。

4.8 安全管理

契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取り扱い、公害の発生する恐れのあるものの取り扱い並びにその他作業事故を生起し易い作業について、法令に係るものは当該法令に基づき、その他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき、適切な安全管理を実施しなければならない。

4.9 仕様書の疑義

この仕様書について、疑義を生じた場合は、監督官及び契約担当官等と協議する。

表 1-1 修理等明細表

[illegible]

注 必要がある場合は、行を追加してもよい。

表2－車両等作業用紙（一般車両）

車両等作業用紙（一般車両）				整備作業チェック記号	
車種		検査の種類	I ■ M ■ + □ 管理換：※印	✓ 良好 × 調整 ×× 取換 ××× 修理	T 締付 C 清掃 L 給油 / 適用外
自動車番号		管理部隊		分解したら記号を○で囲む	
開始日付		完了日付			
点検項目		記	備考	点検項目	
I. かじ取り装置					
1. ハンドルの操作具合				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み	
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷	
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷	
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた	
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷				6. リア・ホイール・ベアリングのがた	
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				IV. 緩衝装置	
7. ホイール・アライメント				1. リーフ・スプリングの損傷 ※	
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷	
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド	
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				(2) スプリング・ブラケットの取付部	
				(3) リーフスプリング・ピンなど連結部	
				(4) トルク・ロッド（ラジマス・ロッド）の連結部	
II. 制動装置				3. コイル・スプリングの損傷	
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間 ※				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷	
2. ブレーキの効き具合 ※				(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット	
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※				(2) サスペンションの各連結部のがた	
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントの	
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				ダスト・ブーツの亀裂、損傷	
6. リザーバ・タンクの液量 ※				5. エア・サスペンションのエア漏れ	
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				6. エア・サスペンションのペローズの損傷	
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷	
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能	
10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク				9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※	
前輪	左	前	右	後輪	左
11. ブレーキ・チャンバの機能				V. 動力伝達装置	
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能				1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床版との隙間	
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり				(1) クラッチ・ペダルの遊び	
14. ブレーキ倍力装置の機能				(2) リリース・フォーク先端の遊び	
15. ブレーキ・カムの摩耗				(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間	
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				(4) プッシュロッド寸法等	
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗				2. クラッチの作用	
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				3. クラッチ液の量	
19. バック・プレートの状態				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ	
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間				5. トランスミッション、トランスファのオイル量	
21. ブレーキ・パッドの摩耗 ※ライニング又はパッドの残厚				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み	
前輪	左	前	右	後輪	左
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷	
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み				8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた	
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				(1) スプライン部の摩耗によるがた	
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗				(2) 自在継手部の摩耗によるがた	
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた	
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量	
III. 走行装置				VI. 電気装置	
1. タイヤの状態 ※				1. スパーク・プラグの状態	
(1) タイヤの空気圧（スベア・タイヤ含む）				2. 点火時期	
(2) タイヤの亀裂、損傷				3. ディストリビュータのキャップの状態	
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗				4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※	
※タイヤの溝の深さ				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※	
前輪	左	前	右	後輪	左
				VII. 原動機	
				1. 低速と加速の状態	
				2. 排気の状態	
				CO	
				HC	
				黒煙	
				3. エア・クリーナ・エレメントの状態	
				4. エア・クリーナの油の汚れと量	
				5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態	
				6. エンジン・オイルの漏れ	

表 2 一車両等作業用紙（一般車両）（続き）

7. 燃料漏れ	※		2. ワイパー及びウィンド・ウォッシャの作用	※	
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		3. デフロスタの作用		
9. 冷却水漏れ	※		4. 施錠装置の作用		
Ⅶ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷		
1. メターリング・バルブの状態			6. マフラの機能		
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			7. 火花防止装置の状態		
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			8. エア・タンクの凝水		
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			9. エア・コンプレッサの機能		
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			10. プレッシュャ・レギュレータ、アンロード・バルブの機能		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			11. 非常口の扉の機能		
7. 二次空気供給装置の機能			12. 車枠、車体の緩みと損傷	※	
8. 排気ガス再循環装置の機能			13. 連結装置のカブラの機能と損傷		
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			15. シート・ベルトの状態		
Ⅸ. 附属装置等			16. 開扉発車防止装置の機能		
1. ホーンの作用	※		17. シヤシ各部の給油脂状態	※	
※印の項目のみであれば整備員欄及び整備隊等の長欄にそれぞれ整備実施者、その所属部隊等の長の署名で可、検査員欄及び整備幹部欄は省略可。					
付記又は特記事項					
次回定期検査予定年月		次回定期検査合格見込み		× 不合格	
次回定期検査不合格見込みの理由					
整備員		検査員		整備幹部	整備隊等の長

表3 一車両等作業用紙（施設、荷役、その他の車両等）

車両等作業用紙（施設、荷役、その他の車両等）				整備作業チェック記号																					
車種	検査の種類	I ■ M ■ + □ 管理換：※印	✓ × ×× ×××	良好 調整 取換 修理	T C L ／	締付 清掃 給油 適用外																			
自動車番号	管理部隊		分解したら記号を○で囲む																						
開始日付	完了日付																								
点検項目		記	備考	点検項目		記	備考																		
I. かじ取り装置				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																					
1. ハンドルの操作具合				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																					
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																					
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																					
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				6. リア・ホイール・ベアリングのがた																					
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷				IV. 緩衝装置																					
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				1. リーフ・スプリングの損傷 ※																					
7. ホイール・アライメント				2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																					
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																					
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※				(2) スプリング・ブラケットの取付部																					
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				(3) リーフスプリング・ピンなど連結部																					
II. 制動装置				(4) トルク・ロッド（ラジマス・ロッド）の連結部																					
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間 ※				3. コイル・スプリングの損傷																					
2. ブレーキの効き具合 ※				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																					
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※				(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット																					
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※				(2) サスペンションの各連結部のがた																					
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントの ダスト・ブーツの亀裂、損傷																					
6. リザーバ・タンクの液量 ※				5. エア・サスペンションのエア漏れ																					
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				6. エア・サスペンションのベローズの損傷																					
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																					
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																					
10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク				9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※																					
<table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				前輪	左	前	右	後	左	前	右	後										V. 動力伝達装置			
前輪	左	前	右	後	左	前	右	後																	
11. ブレーキ・チャンバの機能				1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れた ときの床板との隙間																					
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、 リレー・バルブの機能				(1) クラッチ・ペダルの遊び																					
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり				(2) リリース・フォーク先端の遊び																					
14. ブレーキ倍力装置の機能				(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間																					
15. ブレーキ・カムの摩耗				(4) ブッシュロッド寸法等																					
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				2. クラッチの作用																					
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗				3. クラッチ液の量																					
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																					
19. バック・プレートの状態				5. トランスミッション、トランスファのオイル量																					
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																					
21. ブレーキ・パッドの摩耗 ※ライニング又はパッドの残厚				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部の ダスト・ブーツの亀裂と損傷																					
<table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				前輪	左	前	右	後	左	前	右	後										8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた			
前輪	左	前	右	後	左	前	右	後																	
				(1) スプライン部の摩耗によるがた																					
				(2) 自在継手部の摩耗によるがた																					
				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた																					
				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																					
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				VI. 電気装置																					
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み				1. スパーク・プラグの状態																					
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				2. 点火時期																					
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗				3. ディストリビュータのキャップの状態																					
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※																					
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※																					
III. 走行装置				VII. 原動機																					
1. タイヤの状態 ※				1. 低速と加速の状態																					
(1) タイヤの空気圧（スベア・タイヤ含む）				2. 排気の状態																					
(2) タイヤの亀裂、損傷				<table border="1"> <tr> <td>CO</td> <td></td> <td>HC</td> <td></td> <td>黒煙</td> <td></td> </tr> </table>				CO		HC		黒煙													
CO		HC		黒煙																					
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗				3. エア・クリーナ・エレメントの状態																					
※タイヤの溝の深さ				4. エア・クリーナの油の汚れと量																					
<table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				前輪	左	前	右	後	左	前	右	後										5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態			
前輪	左	前	右	後	左	前	右	後																	
				6. エンジン・オイルの漏れ																					

表3－車両等作業用紙（施設、荷役、その他の車両等）（続き）

7. 燃料漏れ	※		X. 施設、荷役、その他の車両		
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		1. キャリッジ	※	
9. 冷却水漏れ	※		2. 操作レバー・リフト、チルト	※	
Ⅷ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			3. チェーン・リフト、ドライブ	※	
1. メターリング・バルブの状態			4. ケーブル・ウインチ、ホイスト	※	
2. ブローパイ・ガス還元装置の配管の損傷			5. シリンダー・リフト、チルト	※	
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			6. 油圧ポンプ	※	
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			7. 一般漏えい・油、水、空気	※	
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			8. 旋回機構		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			9. マスト本体、ブーム		
7. 二次空気供給装置の機能			10. 安全クラッチ、減速機構	※	
8. 排気ガス再循環装置の機能			11. ドラム	※	
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			12. 昇降機構	※	
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			13. コミュニータ、ブラシ	※	
IX. 附属装置等			14. コントローラ	※	
1. ホーン的作用	※		15. パワー・テーク・オフ	※	
2. ワイパー及びウィンド・ウォッシャ的作用	※		16. 索導器	※	
3. デフロスタ的作用			17. クレーン・アタッチメント	※	
4. 旋錠装置的作用			18. キャタピラ	※	
5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷			19. 排土板、スクレーパ	※	
6. マフラの機能			20. フィフス・ホイール	※	
7. 火花防止装置の状態			21. 補助脚	※	
8. エア・タンクの凝水			22. キング・ピン・摩耗、破損、カップラ結合箇所	※	
9. エア・コンプレッサの機能			XI. かく座機収容器材		
10. ブレッシュ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能			1. 操向装置	※	
11. 非常口の扉の機能			2. 操向アライメント		
12. 車枠、車体の緩みと損傷	※		3. クレーン・エンジン	※	
13. 連結装置のカブラの機能と損傷			4. クレーン電気系統	※	
14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷			5. 補助脚	※	
15. シート・ベルトの状態			6. 通話装置	※	
16. 開扉発車防止装置の機能					
17. シャン各部の給油脂状態	※				
※印の項目のみであれば整備員欄及び整備隊等の長欄にそれぞれ整備実施者、その所属部隊等の長の署名で可、検査員欄及び整備幹部欄は省略可。					
付記又は特記事項					
次回定期検査予定年月		次回定期検査合格見込み		× 不合格	
次回定期検査不合格見込み理由					
整備員		検査員		整備幹部	
				整備隊等の長	

表 4－外注整備明細書

調達要求番号

外 注 整 備 明 細 書	
品 名	
規 格	
作業内容	
実施期間	～
上記の車両の整備作業等の実施にともない、これを品質保証にかえるものとする。 契 約 業 者 住 所 会 社 名 代表者職位氏名	
監督報告書	監督を終了し、(適合、不適合)と判断したので報告する。 令和 年 月 日 監督官階級氏名
完成検査調書	検査を完了し、(合格、不合格)と判定したので報告する。 令和 年 月 日 検査官階級氏名

令和7年度車両部品割引率価格決定結果

No.	件名(品名)	単価	備考
1	トヨタ純正部品	15% 引き価格	
2	優良部品	58% 引き価格	
3	OSHKOSH純正部品	3% 引き価格	
4	UDトラックスジャパン純正部品	8% 引き価格	
5	いすゞ純正部品	19% 引き価格	
6	コマツ純正部品	10% 引き価格	
7	昭和飛行機工業純正部品	20% 引き価格	
8	スズキ純正部品	15% 引き価格	
9	ダイハツ純正部品	15% 引き価格	
10	東邦車輛純正部品	20% 引き価格	
11	トヨタ産業純正部品	10% 引き価格	
12	日産純正部品	15% 引き価格	
13	日野純正部品	16.5% 引き価格	
14	日野トレーディング純正部品	0% 引き価格	
15	ホンダ純正部品	15% 引き価格	
16	三菱自動車純正部品	14% 引き価格	
17	三菱ふそう純正部品	16% 引き価格	
18	ローゼンパワー純正部品	2% 引き価格	
19	ロジスネクスト純正部品	15% 引き価格	